



中国における生態環境損害賠償訴訟制度の基礎理論

陳, 瑶瑶

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 71(1・2):45-79

(Issue Date)

2025-03-26

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100494133>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494133>



中国における生態環境損害賠償訴訟制度の 基礎理論

陳 瑤 瑤

はじめに

中国では、中共中央弁公庁、國務院弁公庁による「生態環境損害賠償制度改革方案」（中弁発〔2017〕68号）（2017年、以下「改革方案」という）に基づき、2018年から全国的に生態環境損害賠償訴訟制度⁽¹⁾⁽²⁾の実施が開始された⁽³⁾。同方案では、「生態環境損害」をもたら

(1) 以下これを「本制度」と呼ぶ場合がある。

(2) 生態環境損害賠償制度に関連する日本の先行研究として、以下の文献が挙げられる。

① 本間隆浩「中国最新法律事情（217）生態環境損害賠償制度の全国拡大」国際商事法務 46 巻 3 号（2018年）401-405 頁

② 梅宏／胡勇（矢澤久純訳）「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」北九州市立大学法政論集 46 巻 3・4 号（2019年）367-390 頁

③ 張梓太、程飛鴻、楊林凱「我々にとって如何なる生態環境問責制度が必要なのか：生態環境損害賠償制度における地方政府の進退兩難に関する検討を兼ねて」青山法学論集 61 巻 4 号（2020年）199-217 頁

④ 山田浩成「中国の生態環境損害賠償制度の位置づけ：環境公益訴訟制度との関連から」一橋法学 20 巻 1 号（2021年）449-472 頁

⑤ 山田浩成「中国における環境そのものの損害とその賠償について」環境法政策学会誌 25 号（2022年）126-134 頁

⑥ 金春賢／宇賀神崇「中国最新法律事情（263）中国の生態環境損害賠償制度の最新動向について」国際商事法務 50 巻 7 号（2022年）901-905 頁

⑦ 山田浩成「中国における環境修復に関する法制度の概況：原因者負担原則の観点からの評価に向けて」一橋法学 22 巻 1 号（2023年）207-232 頁

(3) これは共産党の政策性文書により実験的に導入されたものである（中国では法律によらずに実験的な訴訟制度の実施が可能である）。中国における生態環境損害賠償制度の起点は、2013 年の中国共

した組織や個人に対して、省級、市地級の政府⁽⁴⁾及びこれらの政府が指定した部門又は機関等が、損害賠償請求をすることが認められている⁽⁵⁾。方案を具体化するための司法解釈に基づき、本制度は実験的に訴訟実務で開始された⁽⁶⁾が、2020年の民法典制定により実体法上の根拠が明確にされた。すなわち、同法 1234 条では、「国の規定に違反して生態環境損害をもたらし、生態環境が修復可能な場合は、国が定める機関又は法律が定める組織は、権利侵害者に合理的な期限内に修復の責任を負うよう請求する権利を有する……」と規定し、さらに同法 1235 条では、「国の規定に違反して生態環境損害を与えた場合は、国が定める機関又は法律が定める組織は、次に掲げる損害及び費用を侵害者に請求する権利を有する。」と定めている⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

本稿は、本制度の法的性質ないし本質論に関する理論的検討を目的とする。そもそも「生

産党の第 18 中央委員会の第 3 回全体会議の決定に遡り、同会議では「生態環境損害をした責任者に対して厳格な賠償制度を実行する」が打ち出された（「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」第 54 条）。2015 年、「生態環境損害賠償制度改革試点方案」（失効）が策定され、吉林省、江蘇省、山東省、湖南省、貴州省、雲南省、重慶市で試験的な制度実施が開始された。

- (4) 省級とは、省、自治区、直轄市を指す。市地級には、区を設置する市、自治州、盟、地区、区を設置しない地級市、直轄市にある区、県の人民政府が含まれる。
- (5) 改革方案四の（三）では、「國務院は、省級、市級政府……に対し、各行政区域内の生態環境損害賠償権利者として（の地位を一引用者注）授権する。……省級、市地級政府及びこれらの政府が指定した部門又は機関はいずれも訴訟を提起する権限を有する」と定められている。
- (6) 最高人民法院による生態環境損害賠償案件の審理に関する若干の規定（試行）（法釈〔2019〕8 号）1 条によれば、「省級、市級人民政府及びこれらの政府が指定した関連部門、機構、又は國務院より委託を受けて全人民所有の自然資源資産の所有権を行使する部門」が、生態環境損害をもたらし個人、法人又はその他の組織に対して生態環境損害賠償訴訟を提起することが認められる。
- (7) 民法典 1234 条・1235 条にいう「国が定める機関」とは、民法典草案を作成した学者の一人による注釈書によれば、法律、国家政策、行政法規、部門規章、地方法規及び司法解釈の規定に基づき、生態環境損害賠償訴訟を提起する権限を有する国家機関を指すとされている。改革方案は国家政策としての性質を有することから、同方案に規定される省級、市地級政府は、民法典 1234 条・1235 条における「国が定める機関」に該当し、生態環境損害に対して賠償請求をすることが認められる。参照、張新宝『中国民法典釈評 侵權責任篇』（中国人民大学出版社、2020 年）229 頁。
- (8) 不法行為に基づく損害賠償においては原則的に故意・過失が要件とされるのに対し、生態環境損害賠償の場合は、環境汚染の場合と同様、故意・過失は要件とされず、無過失責任原則が採用されている（「環境汚染・生態破壊により他人に損害をもたらし場合は、権利侵害者は、権利侵害責任を負わなければならない」（民法典 1229 条））民法典の注釈書によれば、無過失責任の根拠付けとして、環境汚染の場合の無過失責任は「國際的に公認された法的責任の原則」であり、その原則を生態系破壊の場合にも適用すべきだということが述べられている（張新宝・前掲注 7、209-210 頁。）この点についてはさらなる理論的検討が必要であることは言うまでもないが、他日の課題としたい。

態環境損害」とは何だろうか。また、本制度の名称には「損害賠償」という文言が用いられ、その実体法上の根拠たる前記民法典 1234 条・1235 条の規定は民法典「第 7 編 権利侵害責任（不法行為）」に置かれている。だとすれば本制度は、ひとまず不法行為法の損害賠償訴訟制度の枠組みで理解されうだろう。しかし、「生態環境損害」とは、果たして中国不法行為法上の「民事主体の民事権利利益について生じた損害」として扱いうるものだろうか。言い換えれば本制度は、従来の不法行為法の枠内で説明可能なものだろうか、それともその枠組みを超える別の説明を要するだろうか。

本稿の構成は以下の通りである。

1. では、「生態環境」の起源と意味を考察したで（1. 1.）、「生態環境損害」に関する行政文書上の定義（1. 2.）及び学説（1. 3.）による概念把握の諸相を明らかにする。

2. では、「生態環境損害」と生態環境損害賠償訴訟の法的性質を不法行為法理論の観点から検討する。考察は以下の二つの要素を軸に展開する。第一に、「主体」および「民事権利利益」の観点から、国家の物権または公物管理権、政府の環境管理責務の履行、公衆の社会公共利益、環境個別要素・生態系自体の権利利益について多角的な検討を行う。第二に、立法的擬制により「生態環境損害」を不法行為法上の「損害」とする立法提案を紹介する。

3. では、不法行為法上の損害概念に関する簡単な日中比較を行った上で、「生態環境損害」の実務上の認定・評価について考察する。日本では、差額説に立脚する場合も、損害事実説に立脚する場合も、事故がなかった場合の仮想的状態と現実の状態の包括的比較が少なくとも理論上は重視される。一方、中国では、差額説が理論上論じられているが、実務上は差額説に基づく状態の比較を行わず、民法典と司法解釈で列挙される損害項目に対して積み上げ式で賠償を行うことが多い。この実務的傾向は生態環境損害賠償訴訟においても同様に観察され、具体的な損害項目を列挙し積み上げる方式が採用されている。これらの具体的な損害項目に関する実務上の認定・評価手法について検討を行う。具体的には、評価方法としてのベースラインを基準とする資源等価性分析手法と仮想改善処理コスト法を紹介し、それぞれと「損害」概念の関係について検討する。

4. では、不法行為法上の「損害」に対するレメディに関する簡単な日中比較を行った上で、「生態環境損害」に対するレメディを考察する。具体的な検討対象として、金銭による損害賠償「以外」のレメディに焦点を当てる。日本の不法行為法が金銭賠償を損害填補の原則的方法として位置づけているのに対し、中国法では金銭による損害賠償に加えて、原状回復と差止めが認められる点に特徴がある。このような多様なメディは生態環境損害訴訟においてもみられる。「生態環境損害」に対するレメディとして、修復が原状回復として認められている。また、差止めについては、侵害行為の停止に加え、代替的修復措置もその一種として説明されう。これらのレメディの検討を通じて、生態環境損害賠償訴訟は、なお不法行為

法の基本的な理論枠組みの中に位置づけられることを明らかにする。

1. 「生態環境損害」概念

1. 1. 「生態環境」という用語の起源とその意味

現在、法規定や学説上でよく用いられている「生態環境」という用語は、1982年に地理学者黄秉維によって創造され、同年の憲法に取り入れられた中国固有のものである。1978年の憲法では「環境保護」に関する条文が初めて設けられ、「環境」という用語が使用されて（同法11条3項⁽⁹⁾）。1982年の憲法制定時、草案では「国家は、生活環境と生態平衡（バランス）を保護する……」（『憲法改正草案』（1982）第24条）とされていたが、全国人民代表大会常務委員会委員だった黄秉維は、「平衡」が不適切であり、「環境」という語を使うべきだと提案した⁽¹⁰⁾。この提案は異議なく受け入れられ、憲法26条1項では、「国家は、生活環境及び生態環境を保護、改善し、汚染その他の公害を防止・処理する」と定められている。これにより、「生態環境」は多くの法律や政策文書に使用されるようになった⁽¹¹⁾。

「生態環境」という用語は「生態」と「環境」の組み合わせに見えるが、実際には「生態」

(9) 1978年憲法11条3項「国家は、環境及び自然環境を保護し、汚染その他の公害を防止・処理する。」。原文では「防治」という用語が用いられている。「防治」には事前の防止と事後の処理の両方が含まれるため、本稿では「防止・処理」と訳すこととする。

(10) 侯甬堅『『生態環境』用語産生の特殊時代背景』中国歴史地理論叢1期（2007年）116-123頁（118頁）。

(11) 鞏固『『生態環境』憲法概念解析』吉首大学学报（社会科学版）5期（2019年）70-80頁（71頁）。例えば、水污染防治法（1984年）、草原法（1985年）、漁業法（1986年）、大気污染防治法（1987年）、水法（1988年）、水土保持法（1991年）、海洋環境保護法（1999年改正版）、ひいては土地管理法（1998年改正版）、農村土地承包法（2002年）などの法律で「生態環境」という用語が使われた。1989年に制定された環境保護法では、1982憲法26条1項の規定に従い、1条では「生活環境及び生態環境を保護、改善し、汚染その他の公害を防止・処理し、人々の健康を保障し、社会主義の近代化建設の発展を促すために、本法を制定する」と規定していた（2014年法改正では、同条を「環境を保護及び改善し、汚染その他の公害を防止し、公衆の健康を保障し、生態文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進するために、この法律を制定する。」と改め、「生態環境」という用語を削除した）。政策性文書でも「生態環境」は広く使用されており、「生態環境問題」、「生態環境保護」、「生態環境建設」、「海洋生態環境」などの表現が見られる。「生態環境」という用語については、自然科学分野で多くの批判がなされている。「生態」は人間を含む生物間の様々な相互関係の総体を指し、一方で「環境」は人間の生活・発展に影響を及ぼす自然的・社会的要素の総体を意味する。両者は異なる概念であることから、「生態環境」という用語を「生態」と「環境」に分けて用いるか、あるいは単に「環境」という用語に統一すべきだとする見解がある。銭正英、沈国舫、劉昌明「建議逐步改正『生態環境建設』一詞的提法」科技術語研究2期（2005年）20-21頁（21頁）。

と「環境」はほぼ同じ意味だとされている⁽¹²⁾。ただし、両者に違いがあるという考え方もありうるため、「生態環境」は、「生態」と「環境」のどちらにも属する場合や、どちらに属するかが明確でない場合に使用しやすい表現であるといえる。また、「生態環境」は、生態系に基づく環境を指し、人と生態系に存在する他の様々な要素との関係を表すので、「生態」と「環境」のいずれか単独よりも包括的な表現として好まれることがある⁽¹³⁾。

1. 2. 行政文書の「生態環境損害」の定義

民法典には生態環境損害の明確な定義規定は置かれていない。「生態環境損害」の定義は、環境損害鑑定・評価推奨方法（第Ⅱ版）（以下「推奨方法」という）、生態環境損害賠償制度改革試点方案、改革方案、生態環境損害鑑定評価技術指南総綱和關鍵環節第1部分：総綱という四文書（以下「改革方案等」という）において示されている（表1）。

【表1 「生態環境損害」の定義に関する規定】

公布年	制定機関	名称	内容
2014	環境保護部（現・生態環境部）環境規劃院	推奨方法	4. 5 「生態環境損害」とは、環境を汚染または生態系を破壊する行為により直接的、または間接的に生じた生態系の物理的、化学的または生物的特性における観察可能、または測定可能不利な変化、あるいは生態系サービスの提供能力の破壊や損傷を指す。
2015	中共中央弁公庁、國務院弁公庁	「生態環境損害賠償制度改革試点方案」中弁発〔2015〕57号（失効）	三 本試点方案でいう生態環境損害とは、環境汚染または生態系の破壊により生じた大気、地表に存在する水、地下水、土壤等の環境要素もしくは植物、動物、微生物等の生物要素の不利な変化または以上で挙げた要素から成る生態系が有する機能の低下を指す。
2017	中共中央弁公庁、國務院弁公庁	改革方案	三 本方案でいう生態環境損害とは、環境汚染または生態系の破壊により生じた大気、地表に存在する水、地下水、土壤、森林等の環境要素もしくは植物、動物、微生物等の生物要素の不利な変化または以上で挙げた要素からなる生態系が有する機能の低下を指す。
2020	生態環境部	生態環境損害鑑定評価技術指南総綱和關鍵環節第1部分：総綱（GB/T39791.1-2020）	3. 1 生態環境損害 環境汚染または生態破壊により生じる環境空気、地表に存在する水、堆積物、土壤、地下水、海水などの環境要素もしくは植物、動物、微生物等の生物要素の不利な変化、または以上で挙げた要素からなる生態系が有する機能の低下とサービスの減少である。

(12) 鞏固・同上、74頁。

(13) 鞏固・前掲注11、74頁。

改革方案等によれば、「生態環境損害」は、環境汚染または生態系の破壊⁽¹⁴⁾により生じる環境要素（環境を構成する要素）・生物要素の不利な変化または生態系の機能の低下が含まれている。

1. 3. 学説上の「生態環境損害」概念

1. 3. 1. 「生態環境損害」概念の起源と発展⁽¹⁵⁾

「生態環境損害」という概念は中国固有のものではなく、学者が外国法を参照した上で導入したものである⁽¹⁶⁾。この概念が導入される前に、学説上では環境権をめぐる議論が展開されていた。

90年代、環境権は国家環境権、法人環境権、及び公民環境権に分けられ⁽¹⁷⁾、公民環境権一個人が良好な環境を享受する権利が議論の中心だった⁽¹⁸⁾。環境を介して人の身体健康や財産に生じる損害に対して、民法の枠内でどのように救済を与えるか⁽¹⁹⁾が重視されていた。生態環境損害には目が向けられていなかった⁽²⁰⁾。

2000年代以降、(1) 環境権の本質及びその環境法学における中心的な地位についての検討が進められており、(2) 2002年の「タスマン海」タンカー油流出事件と2005年の松花江

(14) 最高人民法院による生態環境侵害責任紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（法釈〔2023〕5号）1条によれば、環境汚染は排気ガス、排水、廃棄物等の汚染物質の排出、騒音、振動等による環境の汚染を指す一方、生態破壊は自然資源の不合理な開発利用、および国家规定に違反した無許可の外來種の導入、放出、廃棄を指す。

(15) 馮潔語「公私法協働視野下生態環境損害賠償の理論構成」法学研究42期2号（2020年）169-189頁（171-172頁）を参照し、再整理したものである。

(16) 竺効「論我国“生態損害”的立法定義模式」浙江学刊3期（2007年）166-171頁。

(17) 蔡守秋「環境権初探」法学評論2期（1982年）1-9頁（4-7頁）。羅典榮、陳茂雲「環境権初探」法学研究3期（1988年）73-77頁（75-76頁）。申衛星「環境権初探」中国環境管理5期（1991年）14-16頁。

(18) 参照、凌相權「公民应当享有環境権—關於環境、法律、公民権問題探討」湖北環境保護1期（1981年）30-32頁。蔡守秋・同上、5-7、9頁。羅典榮／陳茂雲・同上、76頁。個人が享受する良好な「環境」には、自然環境と生活環境が想定される。呂忠梅「論公民環境権」法学研究6期（1995年）60-67頁。

(19) 房少坤「試論環境汚染損害賠償責任」煙台大学学报（哲学社会科学版）1期（1991年）37-43頁。民法上の救済に加えて、行政と刑事上の救済手法を検討したものもある。陳泉生「環境侵害及其救済」中国社会科学4期（1992年）171-183頁（181-183頁）。

(20) ただし、馬驥聰は「特に強調しなければならないのは、すべての場合において、損害を受けた組織や個人の物的損失を賠償すると同時に、汚染されたり破壊された環境を処理・改善し、環境の質を回復・改善させる必要がある。これは環境保護法が追求する根本的な目的である。」と述べている（馬驥聰『環境保護法』（四川人民出版社、1988年）144頁）。馬の見解は、組織や個人の損失とは区別された「環境そのもの」への汚染と回復の必要性に言及している点で先駆的であるが、後者について賠償を想定してはいない。

汚染事故が発端となって、環境汚染が人の身体健康や財産に与える損害だけでなく、生態環境自体への損害に目が向けられるようになった⁽²¹⁾。

(1) 環境権の本質に関する議論

環境権の本質について、第1に、それを個人の権利と捉えることに疑問を呈し、社会公衆への影響という公共性の側面を持つことが広く論じられるようになった⁽²²⁾。さらに第2に、この権利は集合概念である人類が有するものであり、公民環境権という概念は成り立たない⁽²³⁾ という根本的な批判も提出された。この見解をとる徐祥民らは、環境権侵害には環境そのものへの損害及び環境を介して生じる人の利益への損害が含まれるとする⁽²⁴⁾。前者について環境そのものは主体性を有せず、後者の「人」も社会公共の損害であるから、結局、環境権侵害は個人に還元されない社会公共や人類全体の社会公共利益への侵害に他ならないとするのである^{(25) (26)}。

-
- (21) この2つの汚染事故以前にも、汚染事案における損害賠償の算定にあたって、伝統的な民法理論の枠組みを超えて「生態環境損害」概念を導入すべきとする見解が見られる。具体的には、例えば水質汚染事案において、裁判所が損害賠償額を算定する際に、水質汚染が周囲の生態環境資源に及ぼした実質的な損失をも考慮に入れるべきとされている。閔濤「民法中的水権制度」煙台大学学报（哲学社会科学版）4期（2002年）389-396頁（396頁）。この見解は、「生態環境損害」を今日の用語で言えば環境要素に生じた損害と捉えるものであるが、どの点が「伝統的な民法理論の枠組みを超える」のかは明示されていない。また、この場合の賠償請求主体も明示されていないが、地方政府を想定していると思われる。閔によれば、地方政府は国家に代わって国家の土地所有権を行使するが、その際には当該地域の利益のためにこれを行行使し、当該地域の利益は私益である（閔論文の中心的主題である水資源を利用する権利も土地所有権に附随するものと捉えられる）。この考え方からすれば、賠償請求主体を地方政府と捉えるのが素直であり、本文2.1.1.2. で論じた見解に近いと考えられる。
- (22) 環境権は公益に資するものとし、「公衆の環境権」と「個人のその他の民事上の権利」を区別する見解が示されている。ただしここでいう「公衆の環境権」への侵害は、公衆に対する損害と環境そのものへの損害が区別されていない。朱謙「論環境権的法律属性」中国法学3期（2001年）64-70頁（64-65頁）。
- (23) 徐祥民「対『公民環境権論』的幾点疑問」中国法学2期（2004年）109-116頁（109頁）。
- (24) 参照、徐祥民、鄧一峰「環境侵權与環境侵害——兼論環境法的使命」法学論壇2期（2006年）9-16頁（13頁）。ここでは「人」と書かれているが文脈上個人は含まないものと理解される。
- (25) 徐祥民、鞏固「環境損害中的損害及其防治研究——兼論環境法的特征」社会科学戦線5期（2007年）203-211頁（205-207頁）。呂忠梅「環境法新視野」（中国政法大学出版社、2000年）151頁。
- (26) 環境の主体性をめぐる議論は、「環境損害」の面では十分に展開されておらず、むしろ人間中心主義と非人間中心主義という哲学的立脚軸に基づき、環境法が何を調整すべきかという問題の中で扱われている。参照、銭水苗「環境法調整対象的必然与実然」中国法学3期（2003年）25-33頁。

(2) 二つの重大汚染事故と生態環境損害

2002 年 11 月 23 日、英国フェニット航運会社傘下のマルタ籍タンカー「タスマン海」が、天津の大沽口東部約 23 海里的海域で、大連旅順達船務有限公司傘下の中国籍貨物船「順凱 1 号」と衝突した（以下「『タスマン海』事件」という）。この事故で「タスマン海」の右舷 3 番目の船室が破損し、積載されていた 205.924 トンのブルネイ産軽質原油が流出し、海域を広範囲にわたって汚染する重大な環境被害をもたらした。これを受け、国家海洋局から授權された天津市海洋局は、英国フェニット航運会社等を相手取り、損害賠償を求める民事訴訟を提起した⁽²⁷⁾。本件の判決に関して竺効は、「『環境容量損失』およびこれに関連する調査・モニタリング・評価費用、生物修復研究に要する費用」について、これらが外国法理論および裁判例における「生態損害」「純粋生態損害」または「純粋環境損害」とも呼ばれる）に相当するものであることを指摘し、外国法における「生態損害」賠償に関する法規定や訴訟実務の発展動向を整理・紹介している⁽²⁸⁾。こうして、「生態損害」という概念が中国法に導入された。竺によると、これは環境そのものの損害を指すとされている⁽²⁹⁾。

さらに、2005 年には別の重大汚染事故が発生した。中国石油天然気会社吉林石化支社（吉林市）で発生した爆発事故により、100 トンを超えるニトロベンゼンなどが松花江に流出し、流域の飲料水源を著しく汚染したものである。これら二つの事件を契機に、周晨は「環境損害」の概念について検討を行った⁽³⁰⁾。環境汚染や破壊が人の身体や財産に損害を与えるだけでなく、「生態要素」自体にも損害が生じることが指摘されている⁽³¹⁾。

竺や周の見解で登場した「生態損害」「環境損害」の意味内容は、2017 年の改革方案が用

(27) 天津海事法院民事判決書（2003）津海法事初字第 183 号。判決原文は入手できず、馬士駿「海洋環境汚染生態公益訴訟分段審理探析」<https://tjhsfy.tjcourt.gov.cn/article/detail/2014/06/id/1307395.shtml>、2024 年 11 月 25 日最後訪問、竺効「論環境民事公益訴訟救済の実体公益」中国人民大学学報 2 期（2016 年）23-31 頁（23-25 頁）を参照した。

(28) 竺効「論在『国際油污民事責任公約』和『国際油污基金公約』框架下的生態損害賠償」政治与法律 2 期（2006 年）93-99 頁（94 頁）。交通部天津水運工程科学研究所のシニアエンジニアが書いたこの事件に関する論文では、「生態環境損害」という用語が使われている。李樹華、田慶林「『塔斯曼海』溢油事故索赔案及其深遠意義」交通環保 4 期（2004 年）45-48 頁（45 頁）。

(29) 竺効・同上、99 頁。ここでの賠償は、当時の中国の国内法としての海洋環境保護法（1999 年改正）90 条 2 項（山田・前掲注 2⑤ 128-129 頁）が適用された。同項は、「海洋生態系、海洋水産資源、海洋保護区を破壊し、国に重大な損失を与えた場合、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使した部門が国を代表して責任者に損害賠償請求を行う。」と規定していた。

(30) 周晨「環境損害概念の内涵与外延—從松花江汚染事故説起」學術交流 9 期（2006 年）35-37 頁。周晨「環境損害的法律定義研究」中国人口・資源与環境 6 期（2006 年）198-201 頁。

(31) 周晨「環境損害的法律定義研究」・同上、200 頁。

いている「生態環境損害」の意味内容とはほぼ同一と考えられる⁽³²⁾。現在でもこれら3つの用語がしばしば混在して用いられるが、主に環境・生態系自体への損害を指す点が共通している。

1. 3. 2. 「生態環境損害」に対する理解

1. 2. に述べたように改革方案等によれば、「生態環境損害」には、環境汚染または生態系の破壊により生じる環境要素（環境を構成する要素）・生物要素の不利な変化または生態系の機能の低下が含まれている。すなわち、この概念には、相互に排他的ではない（ア）生態環境を構成する土壌、大気、水などの個別要素（以下「環境個別要素⁽³³⁾」という）への損害と（イ）生態系自体への損害＝生態系の機能の低下という二つの側面がある。学説における「生態環境損害」の説明も、（a）方案等と同様に、（ア）及び（イ）と理解する見解が多いと考えられるが、（b）（ア）のみと理解する見解⁽³⁴⁾、（c）（イ）のみと理解する見解⁽³⁵⁾も見られる⁽³⁶⁾。

上に述べたように各論者の見解は様々であり、（a）（b）（c）のいずれかに明確に分類できない場合もあるが、ここで注目しておきたいのは、民法研究者である李昊が（b）の見解を明確にとっている⁽³⁷⁾こと、そして、（a）（c）の見解をとると思われる論者には環境法研究

(32) 「生態環境」という用語は、1982年憲法26条1項に由来する。「生態環境損害」という用語の初出は確認できなかったが、注3で述べた2013年の中国共産党の第18中央委員会の第3回全体会議決定以降、広く用いられているようである。

(33) ここでの環境個別要素が、土壌・大気・水等を指すのか、それらに係る環境要素（土壌環境、大気質、水質等）を指すのかは明らかではない。

(34) 李昊「論生態損害的侵權責任構造—以損害擬制條款為進路」南京大学學報（哲學人文科學社會科學）1期（2019年）49-60頁（50頁）。

(35) 生物要素の不利な変化が必ずしも生態環境への損害を意味するわけではなく、生態環境損害は生態の均衡の失いや生態系機能の低下に限定すべきだとする見解である。例として、ユーカリの森を伐採すると、森林の数は確かに減少し、二酸化炭素の排出量も増加するが、同時に土壌の湿度と肥沃度が向上し、他の原生種の保護や水質及び土壌の汚染減少に寄与することがある。これを考慮すると、伐採が森林の生態環境に必ずしも損害をもたらすとは言い難い。南景毓「生態環境損害：從科學概念到法律概念」河北法學11期（2018）98-110頁（104頁）。

(36) この整理は筆者自身の観点による暫定的整理であり、各論文で用いられている用語に必ずしも従わない場合がある。また、本来的確な整理を行うためにはシステムとしての「生態系」についてより深い理解が必要であり、現在筆者にはそれが不足しているが、今後の課題としたい。

(37) 筆者が南京大学でのワークショップ（南京大学法学院民商法学科論文工作坊、2024年11月20日（オンライン））において本テーマについての研究報告を行った際に、李昊教授から貴重なコメントをいただいた。それを踏まえると、李教授は、アメリカ法上の自然資源と公共信託理論を参照して、「生態環境損害」をもっぱら環境個別要素への損害として捉え、生態系との関係は視野に置いておられないようである。

者が多いことである。

2. 「生態環境損害」と生態環境損害賠償訴訟制度の本質：不法行為法の枠内で説明できるのか、あるいはその枠組みを超える別の説明を要するのか

民法典 1164 条は、「本編は、民事権利利益の侵害から生じた民事関係を調整する」と定め、同法 1165 条 1 項は、「行為者が故意・過失⁽³⁸⁾により他人の民事権利利益を侵害し、損害をもたらしたときは、権利侵害責任を負わなければならない」と定める。これらの規定から、不法行為の成立要件として、①「他人の」＝主体性⁽³⁹⁾、②「故意・過失」、③「民事権利利益」、④因果関係、⑤「損害」、という 5 要件を抽出することができる。以下では、①主体性＋③「民事権利利益」、および⑤「損害」の観点から、「生態環境損害」と生態環境損害賠償訴訟制度の本質について検討する。

2. 1. 主体性＋「民事権利利益」

「生態環境損害」を特定の「主体」の「民事権利利益」に生じた損害と捉える場合、生態環境損害賠償制度は不法行為制度の枠内で説明することが可能となる。

2. 1. 1. 国という「主体」の物権又は公物管理権への侵害

「生態環境損害」を国という「主体」に生じた損害とする場合、物権への侵害という構成と、公物管理権への侵害という構成の 2 つが考えられる。いずれの捉え方によっても、生態環境損害賠償制度を伝統的な不法行為法の理論枠組みの中で説明する可能性がある。

(38) 原文で用いられている「過錯」という言葉は、最高人民法院による民法典の解説書によれば、「権利侵害者が権利侵害行為を実施する際の損害の結果に対する主観的心理状態を指し、故意と過失を含む」とされているので、「故意・過失」と訳すこととする。最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組編《中華人民共和國民法典侵權責任編理解與適用》（人民法院出版社、2020 年）27 頁。

(39) 民法典の注釈書によれば、同法 1165 条の規定から、不法行為の成立要件として、①故意・過失、②権利利益侵害行為、③損害の発生、④因果関係の 4 要件が導出されると述べられている。参照、張新宝・前掲注 7、10 頁。このように、中国における通説的見解では「他人」という主体性と「民事権利利益」は切り離されることなく、主体性は独立した要件とはされていない。しかしながら、民法典 3 条では「民事主体の人身、財産及びその他の合法的な権利利益」と定め、「権利利益」を「民事主体」に帰属するものとして捉えている。この規定に基づき、本稿では主体性を独立の要件として列挙することとする。

2. 1. 1. 1. 国という「主体」の物権への侵害により生じた損害として捉える場合

中国では、鉱物資源、河川、海域、野生動植物などは国家が所有する、すなわち全人民の所有に属するものであると定められている（憲法9条、現行民法典247条～251条）⁽⁴⁰⁾。この規定に基づき、生態環境を構成する土壤、海域、野生動物などの個別要素を国の物権の客体と同一視し、これらの環境個別要素への損害を国の物権⁽⁴¹⁾への侵害に関する損害として扱う見解がある⁽⁴²⁾。これによれば、生態環境損害賠償訴訟を不法行為制度の枠内で説明することが可能となる⁽⁴³⁾。しかしながら、このような説明には以下の3つの課題がある。

第一に、国が所有権を持たない大気に係る環境個別要素または生態系自体に生じた損害⁽⁴⁴⁾については、国の物権への侵害として構成することができない。

(40) 山田・前掲注2⑤131頁は「公有財産、つまり集団または国家によって所有する財産についての損害賠償」について、次のように指摘する。

「国家所有とは全人民による所有とされており、その所有は人民を構成する個々人の所有権へと還元されうものではない。その意味では、公有財産についての損害賠償をすとなれば、それは本質的に集団的な権利・利益についての損害賠償なのだろうが、彼らの議論を見る限りそれもまた民事法の一部をなすものであると考えられている。そうした考え方が広く共有されていたとすれば、個別具体的ではない環境そのものの損害を論じるにあたって、少なくともその性質云々は問題にならない。なぜなら、民事法や損害賠償は、国家所有や集団所有といった個別具体的ではない要素を最初から含んでいるからだ」

このような指摘が、特に民法研究者についてどの程度まで当てはまるかについては、なお検討を要すると思われるが、その検討は他日を期したい。

(41) 民法典114条「民事主体は、法に従い物権を有する。」

物権は、権利者が法に従い特定の物に対して有する直接支配及び排他的権利であり、所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。」

(42) 李承亮「侵權責任法視野中の生態損害」現代法学1期（2010年）63-73頁（65-67頁）。このため、環境個別要素を「主体」とすることについて、「主体と客体の限界を完全に破ることになってしまう」と指摘されることになる。

(43) 李興宇「生態環境損害賠償訴訟の類型重塑——以所有權与監管權的区分为視角」行政法學研究2期（2021年）134-152頁（139-143頁）。

(44) 鞏固は、生態系を国家（すなわち全人民）が所有する「公産」として独自の理論を展開している。具体的には、国家の生態系に対する所有権を、「直接支配及び排他的権利」たる物権として構成するのではなく、全人民の利益のために生態系を保護・管理する「公法上の支配権力」として捉え、これに基づき生態環境損害賠償訴訟を、私法上の不法行為訴訟とは異なる公益的性格を有する「公産訴訟」と位置付けている。鞏固「生態環境損害賠償訴訟与环境民事公益诉讼關係探究一兼析『民法典』生態賠償條款」法学論壇1期（2022年）129-139頁（133頁）。さらに、生態環境損害賠償訴訟の実定法上の根拠とされる民法典第1234条および第1235条について、民法典に含まれる公用収用關係の規定（243条）と同様、本質的に公法的性格を備えた規定であると論じている。鞏固「公法視野下的『民法典』生態損害賠償條款解析」行政法學研究6期（2022年）41-58頁。

第二に、国の物権への侵害が生じた場合に、なぜ国ではなく省級、市地級の地方政府（およびこれらの政府が指定した部門または機関等）が損害賠償請求権を有し、賠償金を受領するのかという点である。この点について改革方案は、「国务院は、省級、市級政府……に対し、各行政区域内の生態環境損害賠償権利者として（の地位—引用者注）授権する」と定め（四の（三））、「賠償金は政府の非税収入として、全額を同級の国庫に上納し、予算管理に組み入れる」ことを定めている（四の（八））。これらの規定により、省級、市地級の政府に対して損害賠償請求権および賠償金受領権限が付与されるものと解される。

第三に、国の物権への侵害に基づく損害賠償請求が、環境個別要素の経済的価値への損害のみを対象とするものではないかという点である。経済的価値の填補を通じて生態的価値への損害の間接的な填補が期待されうるものの、この方法で生態的価値への損害が十分に填補されるか否かについては疑問が残るとする見解がある⁽⁴⁵⁾。もっとも、物権への侵害に関する損害の算定において生態的価値が除外されることが必然的であるかについては議論の余地がある。この点については後述（2. 1. 3.）する。

さらに注目すべきは、コモنزとしての自然資源の性格と国家所有権との関係である。王樹義と李華琪は、自然資源が本来はコモنزとして共同利用・共同享受される性質のものであることを認識しつつ、物権法 46 条、48 条、49 条（現行民法典 247 条、250 条、251 条）が自然資源を「国家所有」と規定していることに着目する。彼らは、この規定により国家の自然資源所有権が私法上の権利として位置付けられると解釈し、それを根拠に、国家が提起する生態環境損害訴訟を不法行為法上の損害賠償訴訟として捉えられると主張する。王と李は、国家による自然資源管理には公法的な性格と私法的な性格の両面があることを踏まえた上で、生態環境損害賠償訴訟の文脈では、物権法の規定に基づき自然資源を国家という主体の「民事権利利益」として捉えることで、生態環境損害賠償訴訟を不法行為法の枠組みの中で説明しようと試みているのである⁽⁴⁶⁾。

また、羅麗は、国家の自然資源所有権が公衆による平等かつ自由な自然資源の享受を確保するためのものであることを前提に、「国家自然資源所有権の客体たる自然資源の生態的機能あるいは生態的価値に損害が生じた場合、その所有権を行使する主体である国务院と地方政府には、国家の自然資源の生態的機能または生態的価値を保護するため、生態環境損害賠償訴訟を提起することが認められる。」としている。この理解に基づき、羅は、「生態環境損

(45) このような場合、生態的価値は、財産への損害の「反射利益」として位置付けられるとされる。

彭中遙「生態環境損害賠償訴訟的性質認定与制度完善」内蒙古社会科学（漢文版）1 期（2019 年）105-111 頁（108 頁）。張宝「生態環境損害政府索賠權与監管權的適用關係辨析」法学論壇 3 期（2017）14-21 頁（16 頁）。

(46) 王樹義、李華琪「論我国生態環境損害賠償訴訟」学習与实践 11 期（2018 年）68-75 頁（71-72 頁）。

害賠償訴訟は、国家自然資源所有権を行使する主体が、自然資源の生態機能または生態価値の維持を目的として提起する特殊な民事訴訟として位置づけられているものであり、直接的な利害関係を有する賠償権利者によって提起されるものである⁽⁴⁷⁾としている。

2. 1. 1. 2. 国又は地方政府という「主体」の公物管理権への侵害により生じた損害と捉える場合

これに対して、「生態環境損害」を公物を管理する国又は地方政府という「主体」の公物管理権への侵害により生じた損害と捉える余地もある。公物管理権とは、政府が公物の公共的使命を達成させることを目的とする公法上の権能である⁽⁴⁸⁾とされている。この捉え方は最高人民法院によって公報案例として公布された上海市松江區葉榭鎮人民政府訴蔣榮祥等水污染責任糾紛案⁽⁴⁹⁾において用いられている。本件では、被告らは廃酸を雨水井戸に不法投棄し、その廃酸が雨水井戸を経て紅先河に流入することで深刻な水質汚染が発生した。この汚染事故を受け、葉榭鎮政府は、資金を配分して、葉榭鎮水務管理ステーションに委託して汚染除去を実施させた。その後、葉榭鎮政府は当該汚染除去に要した費用について被告らに対して求償を行った。判決では、葉榭鎮政府の「主体適格」について、以下のように判示している。

『上海市河道管理条例』第5条第3項の規定によれば、「郷（鎮）人民政府と郷（鎮）水利機構は職責権限に基づいて、郷（鎮）河道の管理を担当する：……」と定められており、この規定に基づき、本件原告である葉榭鎮政府は汚染された鎮河道の管理単位として汚染河道を是正する権限を有し、原告主体として訴訟を提起することが認められ、その主体資格は適格である。」

本判決のこの部分は、直接的には葉榭鎮政府の訴訟法上の適格性について述べているものであるが、政府が勝訴し、現実に賠償が支払われたことも踏まえれば、実体法的な賠償請求権の帰属についても述べたものと理解することも可能である。だとすれば、本判決は、上海

(47) 羅麗「生態環境損害賠償訴訟と環境民事公益訴訟関係実証研究」法律適用4期（2020年）134-144頁（142頁）。

(48) 楊解君／賴超超「公物上の權利（力）構成——公法与私法的双重視点」法律科学（西北政法学院学报）4期（2007年）49-58頁（51-52頁）。参照、肖沢晟『公物法研究』（法律出版社、2009年）133-134頁。

(49) 『最高人民法院公報』2014年第4期。公報案例とは、モデルケースとして最高人民法院公報に掲載される裁判例のことである。参照、但見亮『『案例指導』の現状と機能：『中国裁判事例研究』の始にあたり』比較法学43巻3号（2010）1-32頁。

市河道管理条例（地方性法規）5条3項により、葉榭鎮政府に当該区域における河道を管理する権限が付与されているとし、これにより政府がその管理権への損害に対して賠償を請求することが認められるとしたものだと言える。水資源は国家に所有されているものであるとされているが（民法典247条）、その管理権は地方性法規によって地方政府に委ねられると解される。これにより、地方政府による管理権損害に対する賠償請求は正当化されていると言えるだろう。

上記2. 1. 1. 1. と比較すると、本説明においても、公物とみなされない大気等に係る環境個別要素や生態系自体への損害への対応という同様の限界が存在する。加えて、公物管理権が「民事権利益」に含まれるかどうかという課題がある。

2. 1. 2. 環境管理責務の履行に生じた損害—「主体」は国又は地方政府

後述するように不法行為制度の説明としては違和感がありうるが、憲法上の環境保護責務から導かれる環境管理責務の履行に生じた損害という観点から生態環境損害賠償制度を捉えようとする見解もある。憲法9条2項は、「国家は、自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物及び植物を保護する。いかなる組織又は個人であれ、自然資源を不法に占有し、又は破壊することは、その手段を問わず、これを禁止する」と定め、26条1項は、「国家は、生活環境及び生態環境を保護し、及びこれを改善し、汚染その他の公害を防止・処理する」と規定している。これらの規定により、環境保護に関する国の責務が明確化されている。

その上で、生態環境損害賠償制度との関係で、環境管理責務の主体をどう捉えるかについてはさまざまな見解がある。

まず、憲法上の環境保護責務は、環境保護法等個別法を通じて地方政府の具体的な環境管理責務として具現化されていると解すれば、地方政府の環境管理責務の履行に生じた損害を観念しうる。

大気汚染を例として見てみよう。環境保護法6条2項は、「各級の地方人民政府は、その行政区域における環境の質について責任を負う」と定め、大気汚染防止法3条2項は、「地方の各級人民政府は、それぞれの行政区域における大気質に対し責任を負い、計画を策定し、措置を講ずることにより、大気汚染物質の排出量を制御または段階的に削減し、大気環境の質を規定の基準に達させ、改善するようにしなければならない」と定めている。これらの規定により、地方政府は管轄地域の大気環境に関する管理責務を負うことが明確化されている。

ついで、地方政府ではなく「国家」を環境管理義務の主体とみなす見解がある。前記とは異なり、環境保護法6条2項は地方政府に環境管理責務を付与するものではなく、憲法9条2項並びに26条1項に規定されている国家の環境管理義務を具体化するものであり、これにより地方政府は国家の環境管理義務を具体的に履行するものとして位置付けられている。このことにより、地方政府は手続上の生態環境損害賠償請求権を有することとなる。つまり、生

生態環境損害賠償請求権の法的根拠は、地方政府の環境管理責務ではなく、国家の環境保護義務に求められると解される⁽⁵⁰⁾。

また、憲法上の国家の環境保護義務から「行政機関」による環境保護目標の実現責務を導出し、これを生態環境損害賠償請求権の根拠とする見解もある。具体的には、憲法9条2項および26条1項に規定される国家の環境保護義務が「国家目標條款」⁽⁵¹⁾として位置づけられている。この「目標條款」の下では、立法権、行政権、司法権、および法律監督権を含む国家諸機関が、相互の連携と協調を通じて国家の環境保護責務を遂行することが要請される。この文脈において、生態環境損害賠償訴訟制度は、行政機関による憲法上の環境保護目標の実現と、行政権・司法権の積極的な協働を具現化する制度的試みとして理解され、これによって省級および市地級政府による生態環境損害賠償訴訟の提起が理論的に正当化されるとされている^{(52) (53)}。

主体をどう捉えるかは別として、環境管理責務を根拠とする見解には以下のような特徴を見いだせる。

まず、国の公物管理権では国家が所有していない大気等に係る環境個別要素や生態系自体を包含できないのに対し、環境管理責務を根拠とする見解ではこれらを対象とすることが可能になるという積極的な意義がある。

他方で、環境管理責務については、それが公法的なものであり、その履行について生じた損害を不法行為制度の枠内で説明することはそもそも無理ではないかという深刻な理論的課題がある。

上記のように環境管理責務は公物に限定されないため、大気等もその対象に含めることができたが、言い換えれば、それは公物管理権ではなく一般警察権の発動—消極的に公物の安全を保持し、公物の使用関係から生ずる社会公共の秩序に対する障害を除去することを目的とする活動⁽⁵⁴⁾—の延長として捉えられるべきものではないかとも考えられる。環境管理責

(50) 王社坤／呉亦九「生態環境損害政府索賠の訴権基礎」江蘇大学学报（社科版）5期（2021年）34-47頁（42-44頁、47頁）。さらに参照、陳海嵩「生態環境損害賠償制度的反思与重構—憲法解釋的視角」東方法学6期（2018年）20-27頁（24頁）（地方政府への「委託」と述べる）。

(51) 参照、陳海嵩「国家環境保護義務の溯源与展開」法学研究3期（2014年）62-81頁（69-70頁、77-78頁）。

(52) 彭中遙・前掲注45、108-109頁。

(53) さらに、公共信託理論を参照しつつ、「政府」の環境保護責務を生態環境損害賠償請求権の根拠とする見解もある。この見解も、「政府」に国と地方政府の両方が含まれるとしている。史玉成「生態環境損害賠償制度的學理反思与法律建構」10期中州学刊（2019年）85-92頁（87頁）。王小鋼「生態環境損害賠償訴訟の公共信託理論闡析——自然資源国家所有和公共信託環境權益的二維構造」法学論壇6期（2018年）32-38頁。

(54) 原龍之助『公物营造物法』（有斐閣、1974年）247頁。本稿では、日本法における公物管理権と公

務がもっぱら公法上のものであるとすれば、その責務の履行を民法典にいう「民事権利益」に含めることには困難があるだろう⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾。

2. 1. 3. 公衆という「主体」の公共利益への損害

「生態環境損害」を公衆という「主体」の公共利益への損害とすることがありうる⁽⁵⁷⁾。このような捉え方に基づいて生態環境損害賠償訴訟を不法行為法の理論的枠組みの中で説明するためには、第一に、公衆が「主体」概念に包含されるか否か、第二に、公共利益が「民事権利益」に含まれるか否かという二つの理論的障壁を克服する必要がある⁽⁵⁸⁾。

環境法分野では、環境個別要素にこだわらず、生態系をホリスティックな存在として理解することが基本的な認識基盤となっている。この認識の下では、「生態環境損害」は、従来の「人」の生命身体、財産等への損害に加え、「環境利益」（「生態利益」「生態環境利益」とも称される）への損害をも含めるものとして広く理解されている。ここで、前者の「人」の生命身体、財産等への損害は、不法行為法の枠内による対応が可能とされる一方、後者の環境利益への損害については、その本質的な公共利益性ゆえに、不法行為法の理論枠組みで

物警察権を区別する観点から環境管理責務の性質を検討したが、中国においては両者の区別がなされていないとされている。参照、肖沢晨「論公物法理論視野下の道路通行権及其限制—以交通禁行措施為個案的分析」江蘇行政学院学報3期（2009年）122-127頁（127頁）。

(55) 国の環境保護義務や地方政府の環境管理責務は「民事権利益」に含まれず、公共利益の保護を目的とするものとして理解されている。そして、この理解を前提に、生態環境損害賠償訴訟は特殊な民事公益訴訟と位置付けられているのである。前掲注50・王社坤／吳亦九。

(56) 山田・前掲注2⑦、218頁注37は、「中国の環境法における『民事』は集団的な権利・利益に関する事柄をも含む概念であり、公有財産（国家所有または集団所有に帰する財産）についての賠償も『民事』の枠組みで論じられる」と述べる。本文で述べたように、この指摘は、国家の所有する物権及び公物管理権については一定程度妥当するが、公法上の管理責務にまで及ぶとは言えないだろう。

(57) 張新宝、前掲注7、228頁。劉倩「生態環境損害賠償：概念界定、理論基礎与制度框架」中国環境管理1期（2017年）98-103頁（100-101頁）

(58) 民法典の草案段階において、李琳はフランス法上の「生態損害」に関する民法上の制度を比較法的素材として参照しつつ、不法行為の成立要件から「他人」という主体要件を削除するとともに、「民事権利益」の射程を拡張して公共利益をもその範囲に含めることで、この2つの理論的障壁を克服しようとしていた。李琳「法国生態損害之民法構造及其啓示—以損害概念之拡張為進路」法治研究2期（2020年）87-103頁（102-103頁）。また、「私法は個体主義を中心としつつも、生態環境主義のような全体主義的思考を加えなければならない」という立場に立脚し、特定多数の主体の生態環境利益によって構成される全体的生態環境利益についても、なお不法行為法の枠内で把握可能であるとする見解もある。馬騰「我国生態環境侵權責任制度之構建」法商研究2期（2018年）114-123頁（116、118頁）。

は適切な対応を図ることが困難であるとされている⁽⁵⁹⁾。

注意すべきなのは、土壤、海域等の国家が所有する環境個別要素への損害について、これを前者の「人」の財産の損害として把握する見解があることである。竇海陽⁽⁶⁰⁾は、国家所有に属する環境個別要素を物権の対象として捉え、その経済的機能に生じた損害を国家という主体の物権に生じた損害とみなし、その点ではなお不法行為制度の枠内の説明を試みている⁽⁶¹⁾。構成としては2. 1. 1. 1. で検討した見解と同様である。

しかしながら、竇は損害の内容としては、国家に生じたといえる経済的損害よりも、むしろ、国家に生じたとは必ずしも言えない生態環境全体の生態的価値を生態環境損害問題の中心に据えている。そのため、この後者の側面については、不法行為制度を超える説明が必要になる⁽⁶²⁾。

2. 1. 4. 環境個別要素・生態系自体の権利利益への損害

仮に生態環境またはそれを構成する個別要素を主体とすることが可能であれば、生態環境損害を「『生態環境』という民事主体の『人身権』侵害」として構成することができる。しかし、李承亮は、環境個別要素に対して主体の資格を付与することが、人と人の関係を調整する現行の法的枠組み内では困難である⁽⁶³⁾とされていることから、この説明によって「生態環境

(59) 呂忠梅「『生態環境損害賠償』的法律辨析」法学論壇3期（2017年）5-13頁（9頁）。呂忠梅「環境侵權的遺伝与變異——論環境侵害的制度演進」吉林大学社会科学學報1期（2010年）124-131頁（126-127頁）。呂忠梅は、生態環境損害を、「人」の生命、身体または財産等に対する損害と、現在および将来世代を含む人類が有する「環境利益」ないし「生態利益」に対する損害の両方を含むものとしている。李摯萍「生態環境修復責任法律性質辨析」中國地質大學學報（社會科學版）2期（2018年）48-59頁（56-57頁）。林莉紅／鄧嘉詠「論生態環境損害賠償訴訟與環境民事公益訴訟之關係定位」南京工業大學學報（社會科學版）1期（2020年）37-46頁（40-41頁）。

(60) 竇海陽「環境損害事件の應對：侵權損害論的局限與環境損害論的建構」法制與社會發展2期（2019年）136-154頁（148頁）。竇は「環境損害」問題について、損害論から検討することを明示しているが、その実質的な検討内容を分析すると、依然として主体性と「民事權益」に立脚した議論だと考えられる。これに鑑み、竇の見解を主体性＋「民事權益」の文脈において検討を行うこととする。

(61) 李摯萍は第2回崇明世界級生態島環境司法シンポジウムにおいて、生態環境賠償訴訟制度の本質を「環境資源の生態機能および生態価値への損害に対する救済を主たる目的とし、資源の所有權が生態機能の損害かを問わず、いずれも公共利益に関わる問題である」と指摘している。この指摘からは、李が国家所有に属する環境個別要素の経済的機能に対する損害について、その公共利益性ゆえに、伝統的な不法行為法の枠内では対応が困難な問題として捉えていることが推察される。<https://cserl.chinalaw.org.cn/portal/article/index/id/253/cid/7.html>、2024年11月24日最後訪問。

(62) 竇海陽・前掲注60、147-148頁。

(63) 同様の観点について、徐祥民／鞏固・前掲注25、205頁を参照。

損害」には不法行為法が適用されないと論じている⁽⁶⁴⁾。李が指摘するように、生態環境およびその構成要素に主体資格が付与されていない現状⁽⁶⁵⁾に鑑みれば、このような理論構成は採用し難いものと解される。

2. 2. フィクションとしての「損害」

国に所有されていない環境個別要素や生態系自体への損害については、2. 1. 2. で検討した地方政府の環境管理責務損害の説明のほか、立法的フィクションを用いて直接に不法行為法上の「損害」とすることもありうる。李昊は、ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則：共通参照枠草案（DCFR）VI-2：209 条の規定を参照し、「物権法上の物の範囲に属さない生態環境を構成する要素に対し、「生態損害が政府⁽⁶⁶⁾または関係主管機関に与える不利な負担を不法行為法上の『損害』として扱う」というフィクションの規定を設けることで、生態損害を不法行為法上の損害に含めることが可能になると提案している⁽⁶⁷⁾。しかし、この提案は民法典が草案段階にあった際のもので、最終的には民法典には採用されていない。

2. 3. 小括

生態環境損害賠償訴訟制度の不法行為法としての性質について、「主体」及び「民事権利利益」の観点から検討すると、以下のように整理される。

第一に、「生態環境損害」を国という「主体」への損害と説明する場合、国の物権への侵害により生じた損害という構成と国の公物管理権への侵害により生じた損害という構成の 2 つが考えられる。前者の説明では、国家が所有していない環境個別要素や生態系に対応でき

(64) 李承亮・前掲注 42、65 頁。これは、後掲注 65 で述べる 2005 年の松花江汚染事故に関する訴訟の不受理に関する説明として述べられたものである。

(65) 環境個別要素を訴訟主体としようとした試みの事件として、前記 1. 3. 1. (2) に述べた 2005 年の松花江汚染事故が挙げられる。この事件では、北京大学法学院の汪鈞、甘培忠、賀衛方などの学者たちが松花江、松花江のチョウザメ、および松花江の北側の太陽島を代表して、中国石油天然気股份有限公司と吉林石化分公司に対し、松花江流域の改善と生態系バランスの回復のために 100 億元を賠償することを求めて訴訟を提起した。この事件で、学者たちは松花江、チョウザメと太陽島の訴訟代理人である同時に、自らも原告として参加していた。このように、「松花江、松花江のチョウザメ、太陽島または松花江の一部の生態系全体を法律主体とすることによって、生態損害を従来の『損害』に含めることが可能となる」としつつも、これは「主体と客体の限界を完全に破ることになってしまう」ことから、法院が訴訟を受理しなかったと李は指摘している。

(66) 「政府」に國務院と地方政府の両方が含まれ、生態環境損害賠償訴訟の提起主体は、実務において両者間の職責分配に基づいて決定されるとの回答を李昊から頂戴している。

(67) 李昊「論生態損害の侵權責任構造—以損害擬制條款為進路」南京大学學報（哲學人文科學社會科學）1 期（2019 年）49-60 頁（59 頁）。

ないという限界がある(2. 1. 1. 1.)。一方、後者の観点からも、国家が所有していない大気等に係る環境個別要素や生態系自体への損害には依然として対応できない。加えて、公物管理権が「民事権利益」に含まれるかどうかという本質的な課題が残される(2. 1. 1. 2.)。

第二に、環境管理責務への損害という説明がありうる。この説明では、国に所有されていない大気に係る環境個別要素及び生態系への損害に対応できる利点がある。ただし、この説明では、環境管理責務が「民事権利益」に含まれるかどうかという深刻な理論的課題がある。含まれないとした場合には、生態環境損害賠償訴訟は不法行為法の枠組みを超えた独自の法制度として位置づけられることとなる(2. 1. 2.)。なお、立法過程では「生態環境損害」を不法行為法上の損害とする立法的フィクションの提案があったが、民法典には不採用となった(2. 2.)

第三に、「生態環境損害」を公衆の公共利益への侵害と捉える説明を採用する場合、公衆が「主体」概念に包含されるか否かと、公共利益が「民事権利益」に含まれるか否かという二つの理論的課題を克服しない限り、生態環境損害賠償訴訟は不法行為法の枠組みを超えた独自の制度と解されるべきである(2. 1. 3.)。特に環境法分野においては、環境個別要素にこだわらなく、生態系をホリスティックな存在として理解することを前提に、「生態環境損害」における「環境利益」への損害は、その本質的な公共利益性ゆえに、不法行為法の理論枠組みでは適切な対応を図ることが困難であるというのが一般的な見解である。

第四に、「生態環境損害」を環境個別要素・生態系自体の権利益侵害への損害と説明する場合も、現行法上これらが「主体」として認められていない以上、不法行為法の枠組みを超えた独自の制度として理解する必要がある(2. 1. 4.)。

本制度の法的性質については上述のような多様な理論構成の可能性が存在するが⁽⁶⁸⁾、その生成に着目すると二重の性格を見出すことができると思われる。まず、国家所有に属する環境個別要素への損害については、民法典が定める不法行為法の解釈としても理論的可能性がありうる請求を、いわば確認的に規律した制度として理解される。この理解は、前述の「タスマン海」事件における司法実践からも裏付けられる。同事件において、天津市海洋局は生態系自体への損害に対する賠償を不法行為として請求し、裁判所もこれを不法行為紛争とし

(68) 民法典の立法過程に関する資料によれば、全国人民代表大会常務委員会副委員長の王晨は、民法典草案の説明において、生態環境損害の修復及び賠償に関する規定の制定は習近平の生態文明思想を貫徹したものであると明確に述べている(『民法典立法背景と観点全集』編写組編『民法典立法背景と観点全集』(法律出版社、2020年)18頁。)。また、学説においては、本制度がアメリカの自然資源損害賠償(訴訟)制度を参考にして構築されたとの指摘がなされている。彭中遙『生態環境損害賠償訴訟制度研究』(中国社会科学出版社、2022年)24頁。

て処理している⁽⁶⁹⁾。

さらに注目すべきは、環境保護部の責任者による制度創設の趣旨説明である。「憲法、物権法などの関連法律では、国の所有する財産、すなわち国有財産は、国務院が国を代表して所有権を行使すると規定されているものの、鉱物、流水、都市の土地、国の所有する森林、山、草原、荒地、干潟などの自然資源に損害が生じた場合の賠償請求主体に関する規定は既存の制度には欠如している」として、「制度の欠如を補う」のため新制度の必要性を強調した⁽⁷⁰⁾。「既存の制度には欠如している」や「制度の欠如を補う」と述べられているが、これらは全く新しい制度の創設という意味というよりも、むしろ不法行為法の枠内で確認的な立法（明文規定を付与したもの）として意識されていたものと解される。

他方、国家所有に属さない環境個別要素や生態系への損害については、それを不法行為法の解釈として説明するためには、「民事権利利益」について相当に大胆な理解をとる必要がある。そのような理解をとらない限り、本制度は、不法行為法の枠組みを超えた制度を創設したものと位置づけられる⁽⁷¹⁾。

3. 「生態環境損害」の認定・評価

3. 1. 不法行為法上の「損害」

生態環境損害賠償制度の不法行為法との関係について、2. では「主体」及び「民事権利利益」の観点から検討した。以下では、「損害」の認定・評価という観点から検討する。その際、中国における議論の理解の便宜のため、日本法にも若干言及する。

「損害」の意味について、日本の通説・判例は、財産的損害に関しては損害を「現実の財産状態と仮定的財産状態の差」⁽⁷²⁾として捉えるいわゆる差額説と呼ばれる考え方を採用して

(69) 当該判決の原文は入手できないため確認できていないものの、天津海事法院の裁判官および学者による論考において、この内容を確認することができた（前掲注27）。

(70) https://www.gov.cn/zhengce/2015-12/03/content_5019632.htm、2024年11月25日最後訪問。

(71) 山田浩成は生態環境損害賠償訴訟制度の法的性質について、「自然資源に対する国家所有権の行使を以て、環境そのものの損害についての賠償請求権を基礎づけるというもの」と捉え、「その根底には自己の財産への侵害に対する本人による損害賠償請求を国家の規模にまで敷衍するという発想が見られる。」と指摘している。このように山田は、本制度を確認的に規律した制度と位置付けている。彼は、大気のような国家に所有されていない環境個別要素や生態系自体への損害について、自然資源の国家所有権に基づく損害賠償請求という枠内では十分な説明が困難であることを認識しつつも、その点の説明にまでは踏み込んでいない（山田・前掲注2④467頁）。本稿はこの点についての一つの説明を試みたものである。

(72) 四宮和夫『不法行為』（青林書院、1985年）434頁。

いる。損害は、「不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額⁽⁷³⁾」であると説明される。財産的な性格を有する財産的損害に限定され、財産的な視点からは捉えられないことができない「非財産的損害」は、別に賠償が認められる（民法710条）⁽⁷⁴⁾。非財産的損害に対応する損害賠償である慰謝料は、裁判官の裁量的な判断を通じて、金額として示される⁽⁷⁵⁾。

中国でも差額説が用いられているが、日本とは異なり、損害の定義の際にはなく、損害の確定（＝日本でいう「損害の金銭的評価」に近い）の説明の際に登場する。不法行為法の有力な教科書では、まず損害の定義が行われ⁽⁷⁶⁾、その後、損害の確定について、財産的損害に対しては差額説が採用され、非財産的損害は、法律の規定に基づいて賠償が認められ（例えば民法典1183条1項⁽⁷⁷⁾）、裁判官の裁量によって金銭的に確定されると述べられている⁽⁷⁸⁾。

また、上の理論的理解とは別に、実務上は、「損害」概念が、民法典と最高人民法院による司法解释で規定される具体的な損害項目に分解され、それぞれの損害項目に対して積み上げ式に賠償を行うことが、損害に対する賠償であるとされている⁽⁷⁹⁾。民法典と最高人民法院

(73) 潮見佳男『不法行為法（第4版）』（新世社、2021年）60頁、潮見佳男「不法行為における財産的損害の『理論』」法曹時報63巻1号1頁（4頁）。参照、於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、1972年）135頁、窪田充見『不法行為法：民法を学ぶ』（有斐閣、2018年）162頁。平井宜雄は日本の判例の立場はドイツ民法上の差額説と異なるという認識を前提に、それを「『損害＝金銭』説」と呼ぶ（『債権各論Ⅱ』（弘文堂、1992年）75頁）。

(74) 窪田・前掲注（73）169頁。

(75) 窪田・前掲注（73）168頁。差額説ではなく損害事実説を採る場合、本文とは異なった説明となると思われるが、ひとまずこの点は省略する。

(76) ここでの「損害」概念については、客観的な観点から見たあらゆる物質的または精神的利益の自己意志によらない喪失という客観的損害（natuerlich Schadensbegriff）という理解と、損害賠償上の損害は「賠償可能（ersatzfaehiger）な損害」、すなわちいわゆる「法律上の損害」または「規範的損害」（normative Schadensbegriff）に限られるという理解が対立している（参照、程嘯『侵權責任法（第三版）』（法律出版社、2021年）226-227頁）（後者の理解を採る））。

(77) 民法典1183条1項「自然人の人身の権利利益を侵害して重大な精神的損害をもたらしただけの場合は、被侵害者は、精神的損害賠償を請求する権利を有する。」

(78) 程嘯・前掲注76、230頁。

(79) 裁判官は、損害賠償問題を扱う際に、どの種類の損害に該当するかを考慮し、適切な司法解释に基づく関連規定を適用するだけで十分だとされている。李昊「損害概念の変遷及類型建構—以民法典侵權責任編の編纂為視角」法学2期（2019年）72-82頁（76頁）。

による司法解釈⁽⁸⁰⁾では、(a) 人身に生じる損害と (b) 財産に生じる損害を区分している⁽⁸¹⁾。この区別の下で、財産的損害について、具体的な損害項目を明文で列挙している⁽⁸²⁾。例えば、(a) 人身に生じる損害について、民法典 1179 条では、他人を侵害して人身損害をもたらした場合は、医療費、看護費、交通費、栄養費、入院食事補助費等の治療及びリハビリテーションのために支出した合理的な費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない、後遺障害が生じた場合は、更に補助用具費用及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない、死亡した場合は、更に葬祭費及び死亡賠償金を賠償しなければならないとしている。最高人民法院が 2003 年に定めた「人身損害賠償案件の審理に適用する法律の若干の問題に関する解釈」(法釈〔2003〕20 号)にも、上記と同様に人身損害をもたらした異なる場合ごとに賠償内容が定められていた(同解釈 17 条)。(b) 財産に生じる損害について、最高人民法院が 2012 年定めた「道路交通事故損害賠償事件の審理に適用する法律に関する若干の問題の解釈」15 条(現 12 条、法釈〔2020〕17 号)では、状況によって修理費、車の購入費用、経営車両の場合は運行停止による合理的な損失、非経営車両の場合は代替交通費用などの賠償を負うと定めている。

それでは生態環境損害賠償制度の場合はどうか。民法典 1235 条によれば、賠償の対象は、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失、(B) 生態環境の機能の永久的な損害がもたらした損失、(C) 生態環境の損害の調査、認定・評価等の費用、(D) 汚染を除去し、生態環境を修復する費用(「既に支出した費用」と「将来支出する必要がある費用」に分けられ、以下便宜上 (D1) (D2) とする⁽⁸³⁾) (E) 損害の発生及び拡大の防止に支払った合理的な費用とされる。上で見た積み上げ方式による生態環境損害の具体的な損害項目の列挙である。

(80) 中国における司法解釈は、「最高人民法院または最高人民検察院が下級機関からの法律問題の問い合わせに対し、あるいは自ら一方的に、裁判や検察の義務における法律、法令の具体的な運用について」、「規定」や「通知」などの文書の形示された指示の類であり、日本の最高裁のように具体的争訟に際して示される解釈ではなく、それから離れた一般的な解釈であり、事実上法律としての役割を果たしている。参照、陳瑤瑤「中国行政訴訟における原告適格：景観行政訴訟を中心に」六甲台論集法政政治学篇 69 巻 2 号 (2023 年) 39-97 頁 (43 頁注 10)。

(81) 学説上では損害を財産的損害と非財産的損害に区別しているが、これは実務の (a) 人身に生じる損害と (b) 財産に生じる損害とは異なる。例えば以下の本文でも説明する自動車事故によって生じる治療費や逸失利益は、人身に生じる損害だが、財産的損害である。

(82) 非財産的損害である精神的損害については、人身への損害により生じる精神的損害に賠償が認められることのみが定められ(民法典 1183 条 1 項)、1179 条では列挙されていない。

(83) 参照、最高人民法院による海洋資源及び生態環境損害賠償紛争事件の審理についての若干の問題に関する規定(法釈〔2017〕23 号) 8 条 1 項。

以下では、上についての実務上の認定・評価手法について検討する。実務では、測定・観察の可能性に応じて異なる評価手法が用いられているため、(ア)生態環境損害の測定・観察が可能な場合と、(イ)測定・観察が困難な場合とに分けて考察する。本稿の主な関心は、(A)(B)の認定・評価について、「現実の財産状態と仮定の財産状態の差」を問題にする差額説的な考え方で説明できるかという点である⁽⁸⁴⁾。結論を先取りすれば、これらの手法は差額説的な考え方と矛盾せず、従って伝統的な不法行為法の枠内にあると考えられる。

3. 2. 「生態環境損害」の測定・観察が可能な場合：環境個別要素の機能の低下＝損害の認定、代替的等価性分析手法による評価

生態環境損害の測定・評価が可能な場合においては、ベースラインを基準とする代替的等価性分析手法が用いられることがある。まず、ベースラインの定義を明らかにする。推奨方法4. 9条によれば、ベースラインとは、「環境を汚染したり、生態系を破壊したりする行為が発生していない場合、影響を受けた地域内の人の健康、財産と生態環境及びその生態系サービスの状態を指す」とされている。

このベースラインを確定した⁽⁸⁵⁾上で、それを基準として、環境汚染および生態系破壊により生じた損失量の定量的評価が実施される(図2参照)。

代替的等価性分析手法として、資源等価性分析手法が挙げられる。これは、資源量を標準として損害を評価するものである。具体的な定量指標としては、魚類・鳥類の個体数や水資源量等が用いられる(同方法8. 3. 1. 1)。

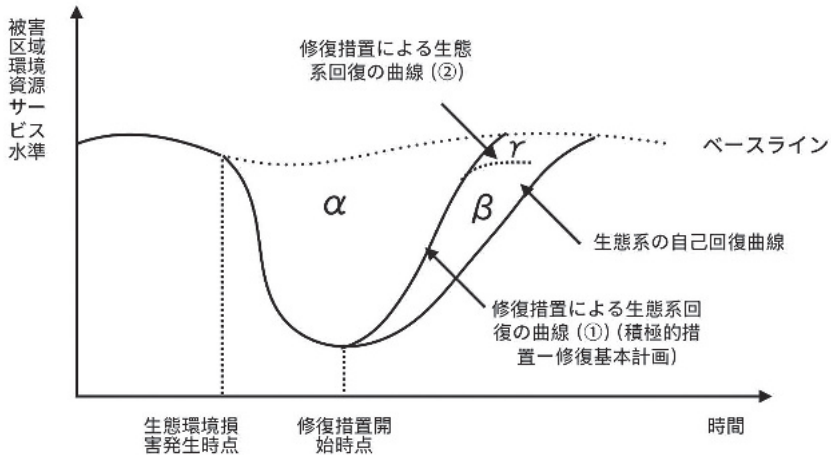
資源等価性分析手法を用いた「生態環境損害」の評価については、以下の2つの場合が想定される。

(1) 政府が修復費用等の現実の費用を支出した(又は将来支出する必要が生じた)場合はそれを「政府の損害」とみる(= (C) + (D) + (E))。それに加えて、汚染による資源量

(84) 「生態環境損害」を財産的損害として捉えうるかどうかという点においてなお検討の余地があるが、特に「資源」に着目する場合は財産的損害という把握に一定の親和性があるだろう。

(85) ベースラインの確定方法について、推奨方法6. 1条では「a) 環境を汚染または生態を破壊する行為が発生する前の評価区域の歴史データを利用する。このデータは通常のモニタリング、特定項目の調査、統計報告書、学術研究などから収集され、人の健康、財産状況及び生態環境状況などを反映するものである。b) 環境を汚染または生態を破壊する行為からの影響を受けていない類似の現場データ、すなわち「対照区域」のデータを利用する。「対照区域」と評価区域の人口特性や生態系の機能またはサービスレベルなどの特徴が比較可能であることが求められている。c) モデルを利用する。上述の方法が実行不可能な場合、汚染物濃度と人体健康指標、財産損害の程度、生物量または生境の豊かさなどの損害評価指標との間の用量－反応関係モデルを構築して、ベースラインを確定することができる。」と定められている。

の低下が「公衆への損害」として認定され（図2の α 部分）、その損害額も政府が受け取ることになる。政府の損害のうち「将来支出する必要がある費用」（ $= D2$ ）及び公衆への損害（ $= \alpha$ ）の評価については、資源等価性分析手法が用いられる。



【図2⁽⁸⁶⁾】

(2) 自然の回復能力により汚染が浄化され修復された場合、政府は修復費用を支出していない。この場合の損害の認定・評価としては、(1) 上と同様に、回復完了までの期間に生じた資源量の低下を公衆の損害として認定し（図2の $\alpha + \beta$ 部分）、資源等価性分析手法により評価を行う（損害＝公衆への損害（ $\alpha + \beta$ ））。

実務上の典型例として、指導性案例129号江蘇省人民政府訴安徽海德化工科技有限公司生態環境損害賠償事件⁽⁸⁷⁾を挙げることができる。本件では、長江および新通揚運河への廃ア

(86) この図は『推奨方法』の原図をもとに作成したものである（参照：推奨方法付録B）。(①)：修復措置の実施により生態系の資源サービス水準がベースラインまで回復した場合のものである。(②)：修復措置を実施しても、生態系がベースラインに到達しない場合のものである。後者においては、(B) 生態環境の機能の永久的な損害が生じると解される（図2の γ 部分）。推奨手法では、この損害の継続期間を100年として算定する。なお、筆者が調べ得た裁判例において、永久的な損害に対する資源等価性分析の適用事例は確認されなかったため、以下の検討では省略する。

(87) 一審判決：江蘇省泰州市中級人民法院民事判決書（2017）蘇12民初51号。二審判決：江蘇省高級人民法院民事判決書（2018）蘇民終1316号、『江蘇省高級人民法院公報』2018年第6輯总第60輯第

ルカリ液の不法投棄による水質汚染が発生し、その結果、靖江市・興化市等において住民の生活用水供給が数十時間停止され、活性炭吸着投入等の緊急対策が実施された。

本件では、政府が実施した緊急措置等の費用を政府の損害として認定したほか、靖江市・興化市等の住民の生活用水供給停止による損害、および長江における魚資源等の侵害を公衆の損害として認定した。そして、公衆の損害の評価（及び政府の損害のうち「将来支出する必要がある費用」（D2））については、資源等価値性分析手法を用いるとし、一審判決では以下のように述べている。

「本件の環境汚染事件は靖江市、興化市を含む複数の都市において、生活用水の供給停止を引き起こし、住民の日常生活および経済活動に深刻な影響を及ぼした。……被告による廃アルカリ液の不法投棄は、長江や新通揚運河の水環境、生態系のサービス機能、特に魚資源に対して計り知れない大きな損害をもたらしたといえる。……被告は……本件の環境損害に対して賠償責任を負わなければならない。」

「損害を受けた環境が資源提供を主たる機能とする場合には、資源等価値性分析方法が適用されるとされている。本件において汚染されたのは長江の水域であり、周知のとおり、長江は多面的な機能を有するものの、流域住民の生産活動および生活に不可欠な水資源と水産資源の供給が、その最も主要な機能として位置付けられる。評価者である東南大学教授の呂錫武氏及び専門家補助者である江蘇省環境科学研究院シニアエンジニアの鄒敏氏によれば、本件汚染事件では早期発見により、汚染された水に対して活性炭の放出や予備水源の使用といった緊急対応措置が講じられ、これに伴う費用が発生している。このため、資源等価値性分析法を優先的に選択する必要があると指摘されている。」

本件は前述（1）の場合に該当する。緊急措置等の費用が政府の損害として認定されたことに加え、長江等の環境個別要素の資源への損害が公衆の損害として認定された。これらの評価には、ベースラインを基準とする資源等価値性分析手法が用いられた。同手法により長江等の環境個別要素の資源への損害が算定され、これは（A）生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失と解される。また、同手法によって緊急措置等の費用のうち「環境損害修復費用」も算定され、これは生態環境修復のために「将来支出する必要がある費用」（D2）であり、既出の修復費用（D1）とは明確に区

49-60 頁。指導性事例について参照、陳興良（金光旭訳）「中国における案例指導制度」アジア太平洋研究 37 号（2012 年）65-81 頁。

別される⁽⁸⁸⁾。このことから、資源等価値分析手法は、「現実の財産状態と仮定的財産状態の差」という差額説的な考え方と基本的に矛盾しないと思われる。

ただし、ベースラインによる損害の「確認」には一定の限界がある。具体的には、環境への不利な変化が極めて軽微である場合や、既存の技術で測定観察できない場合⁽⁸⁹⁾には、損害の評価を適切に行うことができないという問題点が指摘される。後者については、以下で詳細な考察を行う。

3. 3. 「生態環境損害」の測定観察が困難な場合：仮想改善処理コスト法による評価

「生態環境損害」の測定・観察が困難な場合、損害の評価において仮想改善処理コスト法（「虚擬治理成本法」）が登場する⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾。この手法は、「環境に排出される汚染物質を現行の処理技術とレベルで処理するために必要な支出」（推奨方法 A. 2. 3）を算定するものである。本手法では、環境を汚染したり生態系を破壊したり行為が発生した後の状況と前述のベースラインとの差を正確に測定する必要はなく、排出される汚染物質を処理するコストを算出し、それに一定の係数を乗じることで評価を行う⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾。

(88) 損害賠償金の支払いについて、判決では被告に対し泰州市環境公益資金口座への振込を命じている。当該資金は泰州市政府により管理されることが定められている。市政府弁公室関于印發泰州市環境公益訴訟資金管理暫行弁法的通知5条においては、環境公益訴訟資金の申請から支給までの手続が規定されている。具体的には、まず資金使用希望者が申請を提出し、これに対して市環境保護局が審査を実施する。その後、市政府の同意を経て、市財政局が資金支給を執行するとともに、市中級人民法院および市人民検察院に届出を行う。

(89) 呂忠梅「『生態環境損害賠償』的法律辨析」法学論壇3期（2017年）5-13頁（8頁）。

(90) 推奨方法 A. 2. 3では、仮想改善処理コスト法を適用する際の条件として、環境汚染による生態環境損害が回復工事を通じて完全に回復できない場合、回復のコストがその収益を大きく上回る場合、または生態環境損害の回復評価指標が不足している場合の3つが定められている。

(91) このような場合、違法行為があったことを根拠に直接的に損害の存在を推定することが多い。劉靜「生態環境損害賠償訴訟中の損害認定及量化」法学評論4期（2020年）156-167頁（158頁）。

(92) 工業企業又は污水处理場が等量で環境に排出した汚染物の改善処理を行うために費やさなければならぬコスト、すなわち汚染物排出量と単位あたりの汚染物の仮想改善処理コストの積を用いる損害の評価方法である。ここでいう単位あたりの汚染物の仮想改善処理コストとは、突発的な環境事件が発生した地域の工業企業または下水処理場における単位汚染物質の平均処理コスト（固定資産減価償却を含む）を指す。生態環境被害を定量化するにあたり、汚染の影響を受ける地域の環境機能の敏感程度に応じて、1.5から10倍の範囲で乗数を適用し、上限値および下限値を設定する。参照、突発環境事件の応急処置段階における環境損害評価の推奨方法附F。

(93) 生態環境部は、大気及び水質汚染が生じる場合における仮想改善処理コスト法の適用についてガイドラインを定めている：「生態環境損害鑑定評估技術指南基礎方法第2部分：水汚染虚擬治理成本法」と「生態環境損害鑑定評估技術指南基礎方法第1部分：大気汚染虚擬治理成本法」。

仮想改善処理コスト法の運用実態を検討するため、以下の裁判例を素材として分析を試みる。

県生態環境局訴鉍業公司生態環境損害賠償糾紛事件⁽⁹⁴⁾では、判決は「鉍業会社による大気汚染物質の違法な基準値超過排出は、その排出量の大きさと持続性により、必然的に周辺大気環境の深刻な汚染を招き、周辺住民の生命健康に重大な脅威をもたらし、社会の公共利益を損害した」と指摘した。その上で、「基準を超過する汚染物質の排出により発生した環境損害」の評価手法として、仮想改善処理コスト法の適用を認めた。この評価手法による損害は、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失と解される一方、(B) 生態環境の機能の永久的な損害がもたらした損失としても考えられる。

指導性案例 130 号重慶市人民政府等訴重慶藏金閣物業管理有限公司等環境污染責任糾紛事件⁽⁹⁵⁾の場合を見てみよう。被告は汚染物質排出標準を超えて長江に廃水を排出した。被告は、原告が長江における水質の変化、種の減少、沿岸の土壌の変化などについて具体的な証拠を示さず、排出行為の存在によって損害の結果があることを推定していると主張していた。これに対し、判決では直接の判断が下されていない。しかし、「本件では、違法な汚染排出行為が長期にわたり続き、違法に排出された量も多く、長江の水域が流動的であることから、生態環境修復費用を直接計算することは困難である。『鑑定評価報告書』では仮想改善処理コスト法を採用して損害結果を評価（「量化」）することは不適切ではない。」と指摘されている。判決が「長江の水域が流動的である」という長江の自浄作用に着目していることを踏まえると、本件における仮想改善処理コスト法により評価された損害は、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失と捉えられているであろう。

また、某市生態環境局訴福建某石油化工実業有限公司、舟山市某船舶服務有限公司等生態環境損害賠償訴訟事件⁽⁹⁶⁾では、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失の評価手法として、仮想改善処理コスト法が用いられると以下のように明確に述べている。

「技術基準『環境被害鑑定評価推奨方法』（第ii版）8. 3. 2. 1. 1では、損害を受けた生態環境に対する回復措置は、人為的な修復措置に限らず、自然の修復措置も含まれる。『海洋生態学的損害評価に関する技術指針第2部：海洋溢油』9. 2. 3条、『環境保

(94) 重慶市第二中級人民法院民事判決書（2022）渝02民初29号。

(95) 重慶市第一中級人民法院民事判決書（2017）渝01民初773号。

(96) 福建省高級人民法院民事判決書（2022）閩民終731号。

護部弁公庁の生態環境損害鑑定評価に関して仮想改善処理コスト法の運用に関する問題の回答』では、仮想改善処理コスト法を用いて回復期間中のサービス機能への損害を算定することができると述べられている。したがって、損害を受けた生態環境が自然に回復した場合でも、回復期間中のサービス機能の損失は客観的に存在し、仮想改善処理コスト法などの技術方法を用いてこの損失を算定することができる。」

以上の裁判例は、(1) 生態環境損害を公衆の損害（社会の公共利益への損害）と捉えることがあること、(2) 環境個別要素に対する測定結果の数値に現在問題がない場合でも、賠償が課されることがあること (3) 現時点では生態環境が自然に回復されているとしても、回復期間中のサービス機能の損失を請求することができる場合があることを示している。そして、ベースラインを基準とする資源等価性分析手法ではなく仮想改善処理コスト法を用いることは、これらの要請に応えるものであると考えている。

仮想改善処理コスト法は直接に「現実の財産状態と仮定の財産状態の差」を測定観察するものではないが、上で見たように上記の「差」に近い「回復期間中のサービス機能の損失」の算定を目標として、それに近づけるための手法として処理コストを用いるものである。だとすれば、差額説の基本的な考え方と乖離しているわけではないだろう。

3. 4. 小括

本章では「生態環境損害」の実務上の認定・評価について考察を行ってきた。その結果、「生態環境損害」の認定に関する実務では、これを環境個別要素の機能への損害として捉える傾向が見られることが明らかとなった。さらに注目すべきは、この機能への損害が公衆への損害として理解される場合があるという点である。

「生態環境損害」の評価手法については、以下の二つの場合に分けて整理することができる。第一に、機能低下の測定・観察が可能な場合には、ベースラインを基準とする資源等価性分析手法が用いられる。同手法により算定された損害は、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失に加え、(D) 汚染を除去し、生態環境を修復する費用のうち「将来支出する必要がある費用」(= D2) と解されることがある。第二に、測定・観察が困難な場合には、仮想改善処理コスト法が適用される。同手法により算定される損害は、(A) 生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失と捉えられることがある一方、(B) 生態環境の機能の永久的な損害がもたらした損失とも考えられる。

資源等価性分析手法と仮想改善処理コスト法はいずれも、「現実の財産状態と仮定の財産状態の差」を問題にする不法行為法におけるいわゆる差額説の考え方に近いと考えられる。

4. 「生態環境損害」に対するレメディ

4. 1. 不法行為法上の「損害」に対するレメディ

日本では、不法行為に対して加害者が負う責任の内容として、民法 709 条等が損害賠償の
みを定め、金銭賠償の原則が採用されている⁽⁹⁷⁾（民法 722 条 1 項、417 条）。法律に特別の規
定がない限り、不法行為法上は、他人の行為の差止めや、被害者の権利をもとどおりにする
こと（原状回復）は認められていないというのが判例・通説の原則的立場である⁽⁹⁸⁾。

これに対して、中国では、責任の負担方法としては、（i）（民法典総則編 179 条⁽⁹⁹⁾）に基づ
く）原状回復、損害賠償⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾、（ii）（侵權責任編 1167 条⁽¹⁰²⁾）に基づく）侵害の停止、妨害

(97) 窪田・前掲注 74、317 頁。

(98) 潮見・前掲注 73、2 頁。参照、四宮・前掲注 72、475-476 頁、平井・前掲注 73、105-106 頁。差止
請求権の理論的根拠に関する包括的研究として、根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣、2011 年）。

(99) 民法典 179 条「民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- （一）侵害の停止
- （二）妨害の排除
- （三）危険の除去
- （四）財産の返還
- （五）原状回復
- （六）修理、再製作、交換
- （七）履行の継続
- （八）損害賠償
- （九）違約金の支払い
- （十）影響の除去、名誉の回復
- （十一）謝罪

法律が懲罰的賠償を規定する場合、その規定による。

本条の規定する民事責任の負担方式は、単独で適用することができ、合わせて適用することもでき
る。」

(100) 民法典 179 条の原文で用いられている「損失賠償」という言葉は、中国の民事法令において「損害
賠償」よりも頻繁に用いられている。侵權責任法などの民事法令では、「損失賠償」と「損害賠償」
は同義語であるとされている（参照、崔建遠「論帰責原則と侵權責任方式的關係」中国法学 2 期（2010
年）40-50 頁（41 頁）の注 4、魏振瀛「侵權責任方式与帰責事由、帰責原則的關係」中国法学 2 期（2011
年）27-37（30 頁））ことから、民法典 179 条での「損失賠償」を「損害賠償」と訳すこととする。

(101) 民法典の注釈書によれば、「すでに侵害行為が行われたり、事実が妨害されたり、あるいは危険な
状態で実際の損害が発生した場合、被侵害者は法に基づいて侵害の停止、妨害の排除、危険の除去
の侵害責任を請求できるほか、被侵害者に損害賠償、原状回復など損害を填補する侵害責任を請求
することも当然である」とされている。張新宝・前掲注 7、22 頁。

(102) 民法典 1167 条「權利侵害行為が他人の人身・財産の安全を脅かす場合は、被侵害者は、侵害者に

の排除、危険の除去等の様々な方法⁽¹⁰³⁾が認められている。(i) 原状回復と損害賠償は、損害の填補を目的とする方法として位置付けられる一方、(ii) 侵害の停止、妨害の排除、危険の除去は、侵害行為の差止めや将来の予防措置として捉えられる⁽¹⁰⁴⁾。不法行為法において原状回復と行為の差止めが認められている点で、日本とは異なる。さらに、後述するように、差止めには代替的修復措置等も含まれる。

(i) 上記のように原状回復と損害賠償は「損害の填補」と位置づけられている。原状回復とは、裁判所が、修復等の手段を通じて損害を受けた財産を損害がなかった状態に戻すよう命じる一種の手法であるとされている⁽¹⁰⁵⁾。名誉毀損の場合の謝罪や財産の返還なども、その性質は原状回復だとも考えられるが、民法典においては、これらは「原状回復」とは区別され、179条に独立した方法として規定されている。すなわち民法典における「原状回復」は損害を受けた物のみを対象とし、その物の修復を指し⁽¹⁰⁶⁾、財産の所有権を保護するための方法とされている⁽¹⁰⁷⁾。一方、損害賠償とは、被害者に一定額の金銭を支払うことでその損失を填補する方法とされている⁽¹⁰⁸⁾。なお、一般的には、法律上の損害賠償には、原状回復をするために必要になった費用も含まれると理解されている⁽¹⁰⁹⁾。

このように、民法典においては、損害填補の方法として、賠償義務者に対して強制的に原状回復をさせることが困難である⁽¹¹⁰⁾ので、実際には、金銭による損害賠償が主要な損害填補の方式として用いられている⁽¹¹¹⁾。

対し、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。」

(103) 不法行為に対する責任の負担方法として、民法典総則編179条が規定する方法の多くが適用されると指摘されている。最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組編・前掲注38、43頁。原状回復と損害賠償を除き、財産の返還、影響の除去、名誉の回復、謝罪も適用される。参照、程嘯・前掲注76、746頁。

(104) 程嘯・前掲注76、747-748頁。

(105) 王利明編『中国民法典釈評・総則編』（中国人民大学出版社、2020年）457頁。張新宝『中国侵權行為法』（中国社会科学出版社、1995年）106頁。

(106) 程嘯・前掲注76、763-764頁。

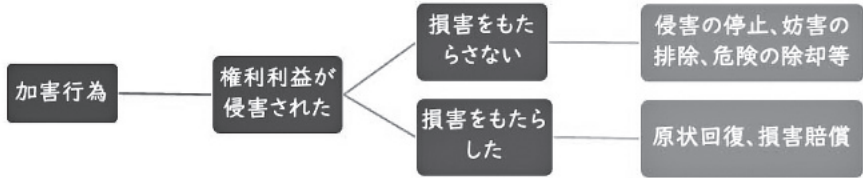
(107) 程嘯・前掲注76、764頁。

(108) 王利明編・前掲注105、670頁。

(109) 中国では、原状回復において被害者による自主的な原状回復の実施が認められていないため、原状回復に要した費用を損害賠償として求償することとされている。李承亮「損害賠償と民事責任」法学研究3期（2009年）135-149頁（145頁）。

(110) 吳春香、李志明「損害賠償最高原則之理論与实践」人民司法・応用3期（2007年）73-75頁（74頁）。

(111) 李昊・前掲注79、75頁。

【図3 損害と民事責任の負担方式⁽¹¹²⁾】

以上に示したように、中国では、不法行為上の「損害」に対するレメディとして、損害の填補を目的とする原状回復と金銭による損害賠償、差止を目的とする侵害の停止、妨害の排除、危険の除去が認められている。生態環境損害に対するレメディとして、民法典 1234 条は「修復」を、同法 1235 条は金銭による損害賠償を規定しており、さらに 2020 年最高人民法院による生態環境損害賠償案件の審理に関する若干の規定（試行）11 条では「修復」、損害賠償、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、謝罪等が挙げられている。これらの規定から明らかなように、生態環境損害の場合においても、レメディとして損害の填補を目的とする「修復」（＝原状回復）と金銭による損害賠償及び、差止めを目的とする侵害の停止、妨害の排除、危険の除去が認められている。以下では、金銭による損害賠償「以外」のレメディについて検討を進める。

4. 2. 「修復」＝原状回復

生態環境損害賠償訴訟の判決においては、原状回復を命じる場合があり得る。その例として、指導性案例 210 号である九江市人民政府訴江西正鵬環保科技有限公司、杭州連新建材有限公司、李德等生態環境損害賠償訴訟事例⁽¹¹³⁾を挙げることができる。本件では、被告人らによる汚泥の不法投棄により汚染された土地の修復を求めて、九江市人民政府が生態環境損害賠償訴訟を提起したものである。判決では、被告人らは汚泥に対する生態修復義務を負うとし、修復義務が履行されない場合には、履行期限満了日から 10 日以内に生態修復費用を賠償するとしている。

(112) 程嘯・前掲注 76、225 頁の図を参考にして作成した。

(113) 江西省九江市中級人民法院判決書（2019）贛 04 民初 201 号。『最高人民法院公報』2023 年第 5 期第 24-26 頁。

4. 3. 差止め

生態環境損害賠償訴訟の判決においては、日本法でいう差止め（中国法上は「差止め」概念はあまり用いられない）を命じる場合もあり得る。日本法上は「賠償」概念に含めることに違和感がある侵害行為の停止、さらには環境改善義務を賦課する代替的修復措置も「賠償」に理論上含まれているのである。もっとも実際には、侵害行為の停止は、生態環境損害賠償訴訟で命じられることは少なく、むしろ民事公益訴訟で積極的に活用されている⁽¹¹⁴⁾。

これに対し、環境改善義務を課す代替的修復措置を命ずることは、生態環境損害賠償訴訟において広く用いられていることが観察される。例えば、大気汚染物質の不法排出の場合、樹木の植栽⁽¹¹⁵⁾や公園の建設といった代替的修復措置が命じられることがある。公園の建設が命じられた事例として、*紹興市環境保護局、浙江上峰建材有限公司、諸暨市次塢鎮人民政府生態環境損害賠償協議司法確認事件*⁽¹¹⁶⁾が挙げられる。本件では、浙江上峰建材有限公司による基準値超過の窒素酸化物・二氧化硫黄等の大気汚染物質排出に対し、紹興市環境保護局が当該会社と交渉を行った。その協議においては以下の内容が合意された。(1) 紹興市環境保護科学技術サービスセンターの鑑定評価による評価に基づき、生態環境損害額は110.4143万元と算定された⁽¹¹⁷⁾。(2) 大気の自浄作用により現地での修復の必要性はないと判断された。(3) 代替的環境措置として、当該企業は算定された生態環境損害額110.4143万元の負担に加え、自発的な追加拠出として175.5857万元を計上し、総額286万元規模の生態修復事業を2018年10月31日までに完了することが決定された。具体的な代替的修復措置の内容は裁定書での明示はないものの、ウェブサイトの記事によれば、別所に多機能レジャー公園を建設する計画がされていたことが確認される⁽¹¹⁸⁾。注目すべきは、この公園が単なる緑地

(114) 日本の場合、代替的修復措置は「差止め」に含まれない。これを「差止的救済にまつわる『7つの不幸』」の「第1の不幸」として「用語選択の不幸」と川嶋四郎は呼んでいる。川嶋によれば、「確かに、大規模公害事件では、公害の差止めが求められるが、しかし、その内実は多様である。この種の事件で、『差止め』は、一見したところ、強烈なインパクトをとまう全面的禁止（たとえば、工場の操業の全面的停止等）の結果を表わすかのようにみえるが、実は、差止請求のなかに、公害抑止のための様々な一定の作為・不作為の要求が含まれており、実質的には、原状回復をも包含し、事後にわたる金銭給付行為以外の一定の作為による規範的な関係調整の要求であることを、考慮しなければならない。」とされる。川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』（日本評論社、2006年）12頁。

(115) 山西省高級人民法院が発表した環境資源裁判の典型例8件のうちの第5例として、ある市の生態環境局がエネルギー有限公司に対して生態環境損害の賠償を求める事例がある。原文は確認できていない。

(116) 浙江省紹興市中級人民法院民事裁定書（2018）浙06民特48号。

(117) 本件で採用された具体的な環境損害評価手法については確認できていない。

(118) https://epmap.zjol.com.cn/jsb0523/201901/t20190119_9282866.shtml、2024年11月11日に最後訪問。

空間の創出に留まらず、大気自動モニタリング装置を備えることで、周辺地域の大気質のリアルタイム監視という機能も併せ持つ点である。また、*江蘇省沭陽県人民検察院監督支持生態環境部門対某新材料公司開展生態環境損害賠償民事公益訴訟事件*⁽¹¹⁹⁾では、宿遷市生態環境部門が企業との交渉を行った。その協議において、仮想改善処理コスト法を用いて「生態環境損害額」が算定された⁽¹²⁰⁾。その結果、総額は583万元と評価され、その内訳は、生態環境修復費用が292万元、代替的修復措置費用が291万元であった。

代替的修復措置については、太陽光発電設備プロジェクト、廃熱回収発電システムプロジェクト及び基準引き上げ改造プロジェクトの3つのプロジェクトに最低291万元を投資し、それによりクリーン化改造が実現されるとされた。これにより、汚染に対する徹底的な是正整備を行い、企業のクリーン生産レベルを向上させることで、経済効果・社会効果と環境効果が調和する「win-win」の実現が期待されている。

上記2事例においては、生態環境損害の賠償額に加えて、代替的修復措置費用の支払いが命じられている。代替的修復措置やその費用負担は、汚染者に環境改善義務を賦課するものである。前述のように、代替的修復措置というレメディは、中国不法行為法の枠内で認められうるものであるが、その費用の程度については問題が残る。仮に賠償額と代替的修復措置費用が、大気環境の回復までの期間に発生した公衆または生態系への損害という既発生の損害を填補するものと説明可能であれば、3. で見た「現実の財産状態と仮定の財産状態の差」を問題にする差額説的な「損害」の枠内であり、したがって伝統的な不法行為法の枠内にあるということになるだろう。

他方、仮にこれらの費用が当該損害の補填に要する金額を著しく超過するとするならば、不法行為法の枠内で説明できるだろうか。その場合、不法行為法の目的・機能としての損害填補機能と、違法行為により得た利益の吐き出し、制裁・抑止機能等との関係が議論になりうるだろうが⁽¹²¹⁾、本稿は代替的修復措置費用の算定方法について明らかにすることができなかったため、この点は将来の課題とするしかない。

(119) 【法宝引証碼】CLIC.505507966。

(120) これはデータベース上の事案情報には記載がなく、筆者が関係者へのインタビュー調査を通じて取得した内容である。

(121) 不法行為法の目的と機能についてさしあたり、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）451頁以下、平井・前掲注73）4-6頁、森田果／小塚莊一郎「不法行為法の目的―「損害填補」は主要な制度目的か」NBL874号（2008年）10-21頁、窪田充見「不法行為法における法の実現」『岩波講座現代法の動態2』（岩波書店、2014年）77-109頁、田中洋「不法行為法の目的と過失責任の原則」現代不法行為法研究会編『別冊NBL No.155不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015年）17-32頁。

5. むすびにかえて

5. 1. まとめ

本稿では、生態環境損害賠償訴訟の本質について検討を行い、以下の結論に至った。

まず、「生態環境損害」とは、行政文書上、環境を構成する環境個別要素への損害と生態系自体への損害を含むものとして定義されている（1. 2.）。学説上の見解は、(a) 行政文書上の定義と同様に両者を含むとする見解、(b) 環境個別要素への損害のみを対象とする見解、(c) 生態系自体への損害のみを対象とする見解の三つに分類される。

次に、生態環境損害賠償訴訟の法的性質について、主に「主体」と「民事権利益」の観点から分析を行った。具体的には、国家の物権（2. 1. 1. 1.）または公物管理権（2. 1. 1. 2.）、環境管理責務の履行（2. 1. 2.）、公衆の社会公共利益（2. 1. 3.）、環境個別要素・生態系自体の権利利益（2. 1. 4.）という5つの解釈を検討した。その結果、本制度は二重の性格を有することが明らかになった。まず、国家所有に属する環境個別要素への損害が認定される場合があるが、これは、従来の中国不法行為法の枠内で説明可能である。生態環境損害賠償訴訟に関する民法典の規律は、確認的な規律と理解することが可能である。他方で、国家所有に属さない大気に係る環境個別要素および生態系自体への損害が認定される場合には、「民事権利益」概念にかなり大胆な解釈を施さない限り、中国の不法行為法の従来の理論的枠組みを超えた新たな法制度として位置づけられる（2. 3.）。

さらに、損害の認定・評価に関する日中比較分析からは、両国とも理論面では差額説を採用している一方、中国の実務では列挙された損害項目に基づく積み上げ方式が主流となっていることを明らかにした（3. 1.）。「生態環境損害」の実務上の認定において、環境個別要素の機能への損害は、公衆への損害として理解される場合もある。評価手法としては、測定・観察が可能な場合には資源等価性分析手法（3. 2.）が、測定・観察が困難な場合には仮想改善処理コスト法（3. 3.）が採用されている。これらの評価手法に基づき、列挙された「生態環境損害」の項目について、主に（A）生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失が算定されていると解される。また、これらの評価手法は「現実の財産状態と仮定的財産状態の差」を問題にする差額説的な考え方で説明できる点で、なお従来の不法行為法の損害概念の枠内にあると言える。

最後に、不法行為法上の「損害」に対するレメディに関する日中比較分析からは、両国とも金銭賠償による損害填補を基本としている点で共通している一方、中国では原状回復や差止めも認められていることが明らかになった（4. 1.）。生態環境損害賠償訴訟においても、金銭賠償に加え、修復（原状回復）（4. 2.）、および差止め（4. 3.）が適用される。特に差止めには、侵害行為の停止のみならず、環境改善義務を課す代替的修復措置も含まれる。つまり、生態環境損害賠償では、日本不法行為法ではおよそ考えにくいレメディが命じられる

場合があるが、それは中国不法行為法の論理的枠内になお含まれていると評価できる。ただし、代替的修復措置費用の額によっては、不法行為法の目的・機能の一つとしての損害填補機能の枠は超える可能性がありうる。

5. 2. 今後の課題

本稿では、中国における生態環境損害への法的対応の一つの手法としての政府提起型の生態環境損害賠償訴訟について検討した。生態環境損害への法的対応としては、他にも、環境保護組織及び検察機関による民事公益訴訟、並びに修復に関する行政命令等の行政上の手法⁽¹²²⁾が整備されている。これらの法的手段の相互関係について、以下の観点からさらなる理論的検討を行うことを、筆者の次の課題としたい。

第一に、生態環境損害賠償訴訟と民事公益訴訟は、いずれも中国法上「民事訴訟」として分類されるが、生態環境損害賠償訴訟は中国不法行為法における「民事権利利益」の保護を目的とする制度として構成されうる一方、環境公益訴訟は「社会公共利益」の実現を目的とする制度として説明されている。両制度ともに損害の填補、原状回復、差止めといった救済手段を備えているが、その実務上の運用実態を踏まえた機能分担の理論的整理が求められる⁽¹²³⁾。

第二に、民事訴訟制度と行政法上の手法の機能分担の解明である。現行制度上、生態環境損害に対する行政上の手法として、(1) 修復に関する行政命令と、その不履行時の代執行、(2) 修復に関する行政命令及び、その不履行時の過料等の行政処罰、(3) 重大な生態環境損害が発生した場合には直接的な行政処罰等が存在する。これらの行政上の手法と民事訴訟制度との間で、損害の填補、未然防止及び予防の各側面における理論的な機能分担を明確化するとともに、実務上の運用実態について詳細な分析を行う必要がある。

(122) 行政機関が、このような行政上の手法の行使を怠る場合には、行政公益訴訟の可能性はある。

(123) 生態環境損害賠償訴訟と民事公益訴訟の関係について、特に両者の順序づけを分析した先行研究として、山田・前掲注2④。